

運営協議会の設置に関する所掌事項、組織等の記載事項（案）

（設置）

第 1 条

町田市バイオエネルギーセンター環境保全協定書（以下「協定書」という）第 16 条の規定に基づき、協定書の適正な運用と施設の円滑な運営を図ることを目的とし、市民との相互理解を深め、緊密な連携のもとに協議するため、町田市バイオエネルギーセンター運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第 2 条

協議会は、協定書に基づき次の事項について協議、または報告、通知を受ける。

- （1） 年間ごみ処理計画及び年間ごみ処理実績に関すること
（協定書：第10条）
- （2） 排ガス・臭気等の測定値、自主規制値の遵守状況に関すること
（協定書：第7、8、9条）
- （3） 他の自治体のごみの受入に関すること（協定書：第4条）
- （4） 施設能力等の変更に関すること（協定書：第5条）
- （5） バイオガス化施設の開放点検の実施に関すること（協定書：9条）
- （6） 施設への立入に関すること（協定書：11条）
- （7） 事故時の措置及び報告に関すること（協定書：12条）
- （8） 苦情に関すること（協定書：14条）
- （9） 町田市バイオエネルギーセンター専門委員会からの報告に関すること
（協定書：17条）
- （10） その他、必要な事項（町田市が実施する広報活動に関すること等）

（組織）

第 3 条

協議会は、下記で定めた委員をもって組織する。

- （1） 町田市バイオエネルギーセンター周辺の町内会・自治会の会長 15人以内
- （2） その他、協議会が認める者

（会長及び副会長）

第 4 条

- 1 協議会に会長 1 人及び副会長 1 人を置き、委員より選出する。
- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条

- 1 委員の任期は、3条(1)で選任された委員についてはそれぞれの役職での任期と同じとし、それ以外については原則1年とする。
- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条

- 1 協議会は、原則として年2回開催する。ただし、臨時に開催を必要とする場合はその都度開催する。
- 2 協議会は、必要に応じ会長が招集する。
- 3 協議会は、公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、協議会に諮り、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(アドバイザー)

第7条

- 1 協議会は、必要があると認めるときは、協議会に町田市バイオエネルギーセンター専門委員会委員から選任したアドバイザーを置くことができる。
- 2 アドバイザーは、委員の求めに応じ、第2条各号に掲げる事項に関し、必要な助言を行う。

(庶務)

第8条

協議会の庶務は、施設所管部署において処理する。

(有効期間)

第9条

本要領の有効期間は、町田市バイオエネルギーセンターの稼働開始後から廃止するまでとする。

(その他)

第10条

この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要領は、2022年〇月〇日から施行する。